平成２３年（フ）第７６号
山口県下関市生野町２丁目36番37号　メイプル生野102号
債務者　柳原　　貢
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
山口県下関市長府古城町３番Ｒ６－301号　市営長府古城住宅
債務者　尾添　道子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
愛媛県松山市北斎院町707番地　烏谷一戸建４号室
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
福岡県久留米市南４丁目32番26号
債務者　金丸　美紀
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２９号
福岡県久留米市国分町1611番地６
債務者　中村　奉晴
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４３号
福岡県久留米市諏訪野町2536番地１　トーカン久留米駅東２キャステール407号、旧住所福岡市中央区大濠１丁目４番17―703号
債務者　多田　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４４号
福岡県久留米市諏訪野町2536番地１　トーカン久留米駅東２キャステール407号、旧住所福岡市中央区大濠１丁目４番17―703号
債務者　多田　孝枝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４６号
福岡県久留米市日吉町19番地７　サクラメント日吉501号、旧住所福岡県久留米市白山町566番地２　大幸第５パレス603号
債務者　吉冨　秀義
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県柳川市三橋町蒲船津696番地２
債務者　一ノ瀬光明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕968番地４
債務者　毛利　憲吾
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
大分市坂ノ市南１丁目３番21号、申立時の住所大分市小佐井２丁目４番73号
債務者　古代　修二
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５号
宮崎市清武町今泉丙2605番地１
債務者　蛯原ふじ子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２６号
秋田市寺内高野２番24号
債務者　細井　淳子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６４号
新潟市東区東明８丁目１番31号　ドリーム21―207号
債務者　相澤　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
長野県飯田市長姫町４番地
債務者　杉本　　渚
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４０号
長野県下伊那郡喬木村946番地２
債務者　下岡　哲哉
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１４３８号
京都市中京区西ノ京北聖町36番地
債務者　中川　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係